

発 信 者	生 活 安 全 部 長	発 信 年 月 日	3 . 9 . 2 2
宛 先	関 係 所 属 長	担 当 課	生 活 安 全 企 画 課

## 凶悪犯等逃走事案の発生に伴う緊急の情報提供に係る留意事項について

### 1 趣旨

被疑者が凶器を持ったまま逃走しているなど、連続して被害が発生するおそれのある事案、被留置者や受刑者の逃走事案等地域住民の生命・身体に危害が加えられる危険性・切迫性が高いと認められる事案（以下「凶悪犯等逃走事案」という。）の発生に伴う情報提供については、生活安全部長通達「地域住民等に対する防犯情報の提供の推進について」（平成31年4月22日付け）により、夜間・休日であっても必要性に応じて速やかに情報提供するよう指示しているところであるが、昨今の全国事例では、凶悪犯等逃走事案に関する情報が報道機関に提供されているにもかかわらず、電子メール等による情報提供の遅延が散見されていることから、凶悪犯等逃走事案の発生に伴い緊急の必要がある場合には、関係部門間で緊密に連携し、地域住民等に対する迅速な情報提供を行うよう再徹底するもの。

### 2 情報提供の時期

凶悪犯等逃走事案を認知したときは、夜間・休日であっても必要性に応じて速やかに地域住民へ情報提供すること。

なお、当該事案について報道機関へ情報提供（警察広報）する場合には、遅くともそれと同時又はその後直ちに地域住民への情報提供を行うこと。

### 3 情報提供に関する留意事項

それぞれの事案により「凶器使用」「無差別」「連続発生のおそれ」「逃走中」等の危険かつ切迫した状況を勘案して積極的な情報提供を検討し、仮に事案の詳細が不明であったとしても、事案が発生していることや防犯対策を第一報として早期の提供に配慮すること。